

平成26年第7回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 12月3日(水)から16日(火)まで14日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
12月3日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
4日	木			
5日	金			
6日	土			
7日	日			
8日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
9日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
10日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
11日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
12日	金	総務文教委員会	9時	付託事件審査
13日	土			
14日	日			
15日	月	予 備 日		
16日	火	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成26年鞍手町議会第7回定例会会議録（第1号）						
平成26年 12月3日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成26年 12月3日 午後1時00分				川野高實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成26年 12月3日 午後1時19分				川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 11人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 1人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	9	久保田正之		10	武谷保正	

職出 務席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部哲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	長友浩一	出欠
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成26年第7回鞍手町議会定例会議事日程

12月3日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第82号 鞍手町保育の必要性の認定に関する条例
- 日程第4 議案第83号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第84号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第85号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第86号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第87号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第88号 鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第89号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町一般会計補正予算第3号）
- 日程第11 議案第90号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第91号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第92号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第93号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第15 議案第94号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計
補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第95号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第96号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第18 議案第97号 平成26年度鞍手町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第98号 財産の処分
- 日程第20 議案第99号 訴えの提起

平成26年12月3日（第1日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

只今から、平成26年第7回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、町長より提出されております工事請負契約状況報告書と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書及び財政支援団体等監査報告書をお手元に配布していますのでご確認ください。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において9番議員 久保田正之君及び10番議員 武谷保正君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から12月16日までの14日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月16日までの14日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第82号から日程第9 議案第88号までの7件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第3 議案第82号から、日程第9 議案第88号までの7件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第82号は、鞍手町保育の必要性の認定に関する条例であります。

この条例は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育の必要性の認定基準が変わることから、子ども・子育て支援法第20条の規定による保育の必要性の認定に関し、必要な基準を定めるため制定するものであります。

次に、日程第4 議案第83号は、鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例であります。

本条例第2条 事務分掌について、秘書業務と電子計算業務に関し、その権限に属する事務を総務課の事務分掌とするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第5 議案第84号は、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例であります。

本年8月の人事院勧告に基づき、平成26年4月からの給料表の見直し、通勤手当及び勤勉手当の支給割合の引上げと、平成27年4月から給与制度の総合的見直しを行うため、また同じく、平成27年4月から組織体制の見直しを行うことに伴い、本条例等の一部を改正

するものであります。

次に、日程第 6 議案第 8 5 号は、鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。

産科医療補償制度の見直しに伴い、出産育児一時金の額が改正されたことにより、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第 7 議案第 8 6 号は、鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例であります。

泉水団地改良住宅移設事業に伴い、泉水団地改良住宅の一部が移転するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第 8 議案第 8 7 号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例であります。

町内で工場等の新設及び増設を行う者で、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の適用を受けることができるものについて、取得価格の判定の基礎となる減価償却資産の種類が、福岡県の指導により改められたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第 9 議案第 8 8 号は、鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例であります。

鞍手町立鞍手南中学校及び鞍手町立鞍手北中学校を統合し、鞍手町立鞍手中学校を設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

以上が、日程第 3 議案第 8 2 号から日程第 9 議案第 8 8 号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 10 議案第 8 9 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 10 議案第 8 9 号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第 10 議案第 8 9 号は、専決処分の承認（平成 26 年度鞍手町一般会計補正予算第 3 号）であります。

本補正予算は、11 月 21 日に衆議院が解散し、12 月 14 日に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が実施されることから 11 月 21 日付けで専決処分したものであります。

これにより、歳入歳出それぞれ 7 9 9 万 6 千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 7 5 億 8,448 万 6 千円といたしました。

以上が、日程第 10 議案第 8 9 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 1 1 議案第 9 0 号から日程第 1 8 議案第 9 7 号までの 8 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 1 1 議案第 9 0 号から日程第 1 8 議案第 9 7 号までの 8 件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 1 1 議案第 9 0 号は、平成 2 6 年度鞍手町一般会計補正予算（第 4 号）であります。

本補正予算は、歳入では、国・県支出金の確定等に伴う追加並びに減額を行うとともに、町有地の処分に伴う財産収入の追加などの補正を行うものです。

歳出では、人事院勧告に基づき、本町の給与条例を改正することに伴い、職員給与費の追加補正を行っております。

また、地方独立行政法人くらて病院の運営費負担金後期分や新中学校の屋外運動場整備工事等において工事費を追加する一方で、小学校屋内運動場耐震補強工事实施設計業務委託料の確定に伴う不用額の減額などを行うものです。

これにより、歳入歳出それぞれ 2 億 6,205 万円追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 7 億 4,653 万 6 千円としております。

次に、日程第 1 2 議案第 9 1 号は、平成 2 6 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）であります。

本補正予算は、療養給付費の退職被保険者療養費、諸支出金のくらて病院運営費交付金、国庫支出金の財政調整交付金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ 3,409 万 2 千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 4,628 万 2 千円としております。

次に、日程第 1 3 議案第 9 2 号は、平成 2 6 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）であります。

本補正予算は、工事個所の見直しに伴い、委託料、工事費、補償費などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ 1 億 9 1 万 2 千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 7 億 9,965 万 4 千円としております。

次に、日程第 1 4 議案第 9 3 号は、平成 2 6 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第 1 号）であります。

本補正予算は、財産運用収入の増収により、歳入歳出それぞれ 9,656 万 9 千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5,203 万円としております。

次に、日程第 1 5 議案第 9 4 号は、平成 2 6 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算（第 1 号）であります。

本補正予算は、財産運用収入の増収により、歳入歳出それぞれ1,851万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2,777万6千円としております。

次に、日程第16 議案第95号は、平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、再築補償及び解体工事並びに消費税増税分等の見直しがなされたことにより、歳入歳出それぞれ565万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億6,530万円としております。

次に、日程第17 議案第96号は、平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は、歳入では平成25年度分起債借入利率の確定に伴い、くらて病院からの公債費負担金が358万9千円減額となるほか、医療機器購入事業において国庫補助金の申請を、国民健康保険事業特別会計側で行うことから、これまで財源としていた町債を4,310万円減額するものです。

また歳出では、医療機器購入事業費の国庫補助申請に伴い、貸付金4,310万円を減額するとともに、起債借入利率確定に伴い、公債費を358万9千円減額するものです。

これにより、歳入歳出それぞれ4,668万9千円減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億7,704万9千円としております。

次に、日程第18 議案第97号は、平成26年度鞍手町水道事業会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、人件費の調整及び賞与に伴う特別損失を調整し、予算第3条の支出について、補正を行うものであります。

支出予算は210万円を減額し、支出予算総額を、3億6,553万円としております。

以上が、日程第11 議案第90号から日程第18 議案第97号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第19 議案第98号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第19 議案第98号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第19 議案第98号は、財産の処分であります。

以前、企業立地ガイドに掲載しており、現在国土交通省に貸与しております中山用地の内、10,368㎡につきまして、業務用冷凍和菓子等を製造されている、北九食品加工有限会社に払下げするものです。

同社の経営状況や今後の企業活動などを審査した結果、売却は適当と判断し、11月25日に、同社と売買仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、同社の概況につきましては、議案に添付しております別紙資料をご参照ください。以上が、日程第19 議案第98号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第20 議案第99号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第20 議案第99号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第20 議案第99号は、訴えの提起であります。

別紙物件目録1から5の町有地につきまして、平成24年2月頃より不法占拠している相手方に対しまして、明け渡すよう求めてきましたが、反対に自分の土地であると主張されており、話し合いも平行線のまま一向に土地の明け渡しに応じられません。

町としましては、当該物件の権利関係を調査するため、法務局に備え付けてあります登記簿謄本、字図、旧字図を確認しましたが、相手方に所有権があることを確認することは出来ませんでした。

このため相手方に対し、土地所有権の確認請求及び明渡請求を求める訴えの提起をするものです。

以上が、日程第20 議案第99号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

この際休会についてお諮りします。

明日4日から7日までの4日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日4日から7日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 13時19分

平成26年鞍手町議会第7回定例会会議録（第2号）						
平成26年 12月8日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成26年 12月8日 午後1時00分				川野高實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成26年 12月8日 午後3時11分				川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	9	久保田正之		10	武谷保正	

職 務 出 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部哲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	長友浩一	出欠
	出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成26年第7回鞍手町議会定例会議事日程

12月8日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

平成26年第7回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
11番 宇田川 亮	<p>1. 廃屋やその他悪環境の改善を (1)町内の空き家率と件数、廃屋の件数は。 (2)迷惑樹木や害虫、雑草などの苦情は。 (3)対策条例設置の考えは。</p> <p>2. 課室設置条例について (1)現在のグループ制にした目的と経緯は。 (2)成果と問題点は。 (3)今後の体制は。</p> <p>3. 新橋石油付近三叉路の交通安全対策について (1)新橋石油付近三叉路の安全対策は。</p>	町 長 町 長 町 長
5番 田中二三輝	<p>1. 教育行政と子育て支援について (1)教育行政について ①新「教育委員会」の構成に関し、レイマンコントロールを重要視していると思うが、母親代表を委員に追加する考えは。 ②今回の法の改正により、教育行政に関する町長の役割がより重要になると思うが、現時点での考えは。 ③新中学校の開校が目前であるが、教職員の配置やカリキュラムの策定は遅滞なく進んでいるのか。 (2)子育て支援について ①医療費の対象年齢を高校卒業時まで延長する考えは。 ②小・中学校に給食を提供しているが給食費を一部負担する考えは。</p>	町 長 教育長 町 長
12番 岡崎 邦博	<p>1. 新中学校統合後の部活動について (1)現南北両中学校における部活動の取組み状況と予算措置は。 (2)新中学校における部活動の取組みと部活動に対する支援策は。</p> <p>2. 中山用地について (1)中山用地の処分について尋ねる。</p>	町 長 教育長 町 長

平成26年12月8日（第2日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に、11番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

通告に従いまして、今回は3点について質問を行います。

1点目は、廃屋やその他悪環境の改善についてです。

町内では、適切な管理がされていない空き家や、空き地などが多々見られます。そのため倒壊の恐れのある空き家などもあります。

国会でも、住民の生命、財産の保護、生活環境の保全のための対応が必要ということから、空き屋等対策の推進に関する特別措置法が成立しました。2013年住宅土地統計調査によりますと、昨年10月時点の速報で、全国の空き屋率は13.5%、820万戸に上り、年々増加しているそうです。

そこでお尋ねしますが、鞍手町の空き屋率と件数、倒壊の恐れなど危険な廃屋の件数を教えて下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これは、まずはデータ関係ですので総務課長に答弁させます。以上です。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

町内の空き屋率と件数、廃屋の件数につきましては、先程議員がおっしゃいましたように、5年に1度の国が行っております住宅土地統計調査の、今現在で確定しているのは平成20年調査の数値でしか把握出来ておりません。25年度は速報値なのでこちらの方ではまだ把握しておりません。

その数値では、町内の住宅総数が7,640戸、その内空き家となっているものが、売家と賃貸に出されている家も含めて1,080戸となっており、空き屋率は14.1%となっております。

廃屋の件数につきましては、現在のところ把握できておりません。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

空き家については、勿論民間というか個人の財産なので、町がなかなか手を付けるということにはならなかったと思いますけれども、それでもやはり壊れかけた家だとかというところについては住民の方から苦情など、また相談だとかがあっていたのではないだろうかというふうに思いますけれども、その点について町は把握しているのでしょうか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

壊れかけた家屋については、平成24年度と平成25年度の2年間で約23件の相談がっております。その内、対策が必要と判断して文書で通知した件数が19件あります。

以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

そういうふうに、対策が必要という判断をされたのでしょうか、その後の対応はどういうふうにされてきたのでしょうか。全く手が着かないという状況なのでしょうか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

19件文書で通知しまして、撤去されたのは2件ということになっております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

まず廃屋については、そういう状況だというのを理解しました。

それでもう一つは、管理されていない樹木、空き家、空き地等に立っている樹木が隣の家に枝が伸びてきて邪魔になっているとか、いろいろなことがあると思います。

雑草については、町の方から指導するのだとかということはあると思いますけれども、その他にも大量発生した蛾とか、蜂の巣、特にスズメバチの巣、そういったものについて町に寄せられた苦情、又は相談等があれば、その内容と件数も分かれば教えていただきたいと思っています。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これは現場的なことになりますので、原課の農政環境課長に答弁させます。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

お答えいたします。

農政環境課が担当しています空き地等の雑草等の苦情は、鞍手町空き地等管理条例に基づき、勧告、措置命令、立入調査を行うようになっていきます。

勧告件数は、平成25年度29件、平成26年度、今までですが28件となっております。措置命令、立入調査は行っておりません。

害虫につきましては、雑草等が生い茂っていることで発生していることが多いので、雑草等の駆除をお願いしております。

蜂につきましては、業者の紹介で終わらせていただいております。鞍手町に登録されているかということですが、うちの方で5社ほどありますので紹介をしております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

これまで指導等は行って改善された部分もあると思いますけれども、なかなか改善指導に言うことを聞かないというか、そういうところもあると思います。空き地と雑草、草はいいのですが、木の方はどうなんでしょうか。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

樹木に関しましても若干ありますけれども、同じように勧告しまして除去をしていただいております。それに関しまして、その後に苦情等はあっていません。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

分かりました。

特に空き屋の関係になってくると思うのですが、空き屋の管理条例というのを、似たような条例を含めてですけれど、制定している自治体が全国で300を超えていますけれど、その半数以上が行政代執行をその中に規定しています。

特別措置法が今回出来たばかりですけれども、これから3ヵ月経って、それから政令を出してそれからという形になるのですね、法律の施行は。そういうことから、まだまだ時間が掛かる状況ですけれども、町として空き家等対策条例を設置するというような考えはある

のかどうかというのをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

空き屋問題の対策を盛り込んだ、空き屋対策推進特別措置法が、議員はご承知かと思いますが11月27日に公布がなされました。これを受けまして、国は基本指針を平成27年2月末に、危険な空き屋の判断基準を盛り込んだ市町村向けのガイドラインを平成27年5月末までに策定される予定と聞いております。

この基本指針、またガイドラインの策定後、本町といたしましても空き屋対策の計画の検討に入っていきたいとそのように考えています。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今現在、空き屋自体が1080戸、これはきちんと管理されている空き屋も含めてですけれども、廃屋についてはまだ把握していないというような先程の答弁でした。ガイドライン等が出てからではなくて、今回法律が成立したことに伴って、予算措置もあるようになってくるのですね。そういったものも活用できるように、今から町としてその辺は把握していただきたい。

鞍手町は炭鉱の町でしたから炭住があつて、いわゆる長屋といいますか、殆どが2軒続きの家というのがたくさんあります。片方は管理がされていない、片方は人が住んでいる。だけどそこは何も手が付けられないというような状況もありますから、そういうのも含めて、全て早急に把握をして、そして法律が施行というか、ガイドラインが示されて利用できるよになれば直ぐにでも対策が取られるというような状況を是非作っていただきたいというふうに思うのですが、その点についてもう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。おっしゃるとおりにガイドライン、基本指針が策定後には、先程申しましたように本町といたしましては直ぐに取りかからなければならないということですので、事前の調査なり協議なりを行って、基本指針、ガイドラインが出ましたら、直ぐにそれに取りかかる準備に取りかかりたいと思っております。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

お願いします。では次に移ります。

課室設置条例についてお尋ねします。

町長は、各課の体制を今後整備していこうというふうに考えていると思うのですが、その前に執行部の提案で、現在のグループ制にしてきたという経緯があります。まず、このことを検証しないといけないというふうに思うのですが、グループ制にした目的と経緯について、まずお答えいただきたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

過去のデータの的なものですから、まずは担当課の総務課長に答弁をさせます。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

グループ制にした目的と経緯につきましては、従来の縦割りではなく横断的に従事できるようにすることで人員の削減に繋がり、また、組織のフラット化により意思決定が迅速であるなど、効率的、効果的な行政組織を構築するため、第4次行財政改革において組織の運営方法の見直しという項目の中でグループ制の導入が具体的改革項目として検討され、平成20年4月から本格的に導入しております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

そういう説明で議会にも提案され、今の体制でやっているというふうな状況で、この間いろいろな成果というか、改善された点もあるだろうし、縦割りから、この人に聞かないと分からないとかという状況じゃなくて、その課に聞けば誰でも分かるというような状況も作り出せるというような説明もあったと思うのですが、この間の成果、改善された点と、新たに出て来た問題点だとか、先日も言っていましたが、私も思いますが、呼び名というかそういうのもちょっと対外的に見れば、言うなれば班長というような呼び名、そういうのも少し改善する必要があるのではないかというようなことも感じますけれども、町としてはこの間の成果、改善された点と問題点について、どのように認識しているのかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

成果と問題点につきましては、総務課の方で取り纏めておりますので、まずは課長に答弁をさせます。以上です。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

成果につきましては、グループ制導入後6年が経過した中で、職員の中にグループ制の意識は定着して来ており、他課の支援や課内での協力体制において、導入前に比べ随分と効果が発揮されております。

問題点につきましては、当初からの懸案事項でありました所掌事務の責任の明確さに欠けるという課題に対して、むしろ後退した印象はあります。具体的には、主幹及び主査が主担当として担当業務を所掌しておりますが、一人一人に掛かる業務量が年々増加しており、小さなミスに目が届かないといった点、また、班長が細かく指揮命令するには所掌が大きすぎるため、チェック機能が十分に果たせていないといった問題点が上げられます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

分かりました。

改善された点と成果と問題点については把握しているということでした。それを踏まえて町長は今後どういう体制にしていこうというふうに考えているのかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

グループ制導入時より国政における政局が著しく変化をいたしました。それによって事務方も事務事業や課題も増加をいたしております、その課題に対応するため平成27年度よりグループ制の機能を継続させた組織体制にしたいと考えております。これにより、新たに係長を27年度より設けたいと思っております。

外部の方からの位置づけが分かりづらいという意見もいただいております。班長というのはどういう位置づけなのかというご質問もよくいただいておりますので、班長を課長補佐に名称変更を27年度より行いたいと考えております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

ということは、体制についてまた元に戻すということではなくて、今までのグループ制の良い点も生かしながら改善していくということで理解してよろしいでしょうか。

分かりました。それでは最後の質問に移ります。

新橋石油付近の三差路の交差点の安全対策についてお尋ねします。

この三差路に隣接していた土地の一部を町が取得したというふうに聞きました。その理由と目的について教えていただきたいと思っております。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

質問議員が言われるように、あの交差点は鋭角になっていまして、非常に曲がるのに曲がりにくかったものでございますので、今回平成26年の1月に購入をしております。それは境界立会の際に、今の持ち主であります業者の方が必要であれば分けることができるということでございましたので、速やかに、向こうが分けていただける分に関して協議して、今のような形で買収をさせていただいております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

ということは、あそこの交差点、三差路が危険でもあるし、今まで役場の方から行けば、左に曲がりにくかった、そういうことの改善からということで理解しますが、この三差路については、町長もよくあそこを通っていると思いますが交通量が多いのですね。また役場方面から来た車が一旦停止の線も消えている状況です。それは塗り直せば分かるようなことでしょうけれども、一旦停止せずに右折している車もよく見かけます。

更に、交差点が広がったのはいいのですが、交差点内に側溝が残っているのですね。側溝が残っていて、しかも溝蓋というか、それがコンクリートでなくてグレーチングの部分は何枚かあります。そのために雨の日等は、特に二輪車、バイク等の二輪車が滑って転倒しそうになるという、先程聞いたら転けたという事例もあるそうですけれども、そういうのも時々聞くのです。そういう意味からも非常に危険な三差路、交差点になっているというふうに考えていますけれども、交差点の改良等を早急に三差路の安全対策を取るべきだというふうに考えますけれども、町長の考えをお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

4日の朝現地を見に行きました。議員がおっしゃいますように停止ラインも無かったし、コンクリートの側溝とグレーチングが交互になっているのですね。グレーチングの上を歩きましたら少しがたつくというのですか、がたつきもありましたし、丁度私が行った日は雨が降っていまして、靴でも滑るような感じでした。

議員がおっしゃるように、これは二輪の原付バイクなどはグレーチングの上でブレーキをかけると恐らく滑るのではないかなという気がしました。これは、私は技術的にはよく分からないのですが、グレーチングが滑らないようにする手続きとライン引き等も含めまして、県道を管理いたしております直方県土整備事務所と、また警察等の関係機関と協議を行いながら安全対策に努めて行きたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

私は専門ではないのでよく分かりませんが、ただ交差点内にああいう側溝があって、グレーチングを替えればそれで済むのかという問題があると思います。折角あそこの交差点の土地を買って広げたのでしたら、側溝自体を端に寄せることが必要ではないかと思えます。

ただ、あそこは県道と交差している部分でもありますし、交差点の中に柵もあります。そういうのも改善しないといけないという意味であれば、滑らないグレーチングとかは見たことがないのですが、一番いいのは側溝を一番端に寄せて、中央線も今は斜めになっているから、スーと右折をしてしまう状況なので、あれをできるだけ直角にして、そうしたら猪倉の方からも、今は斜めになっているから遠回りして、本当を言ったら右折しないといけないのですが、今は鋭角にというか曲がって来るから、あそこで事故が起こりやすいというような状況ですから、そういったものも含めて是非改良していただきたいと思えますし、警察とも相談していただきたいと思えますが、その点もう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

側溝の布設替えのことを言うのを忘れていました。議員がおっしゃいますように、丁度道のど真ん中にあれがあるというのは本来おかしいことで、こちらの土地を譲っていただいたのですから、本来であれば端っこの方に布設替えするのが議員がおっしゃるようが一番安全な方法ではないかなと私も考えています。

その辺につきましては、早速、これは来年度予算になるかと思いますが、原課の方より上げていただいて対応していきたいとそのように考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

以上で宇田川亮君の質問を終了します。

次に、5番議員 田中二三輝君の質問を許可します。

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

通告書に従いまして一般質問を行います。

今回は2点一般質問を行わせていただきます。

まず、1点目の教育行政について一般質問を行います。

ご存じのように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、本年6月に公布され、来年27年4月1日から施行されることとなっております。この改正は教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に関する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うものであるというふうになっています。

これは教育委員会制度を改革しようとする目的で行われるものであり、国は教育委員会の課題として5項目ほどを上げております。

教育委員長と教育長のどちらが責任者なのかが分かりにくい。

教育委員会の審議が形骸化している。

いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない。

地域住民の民意が十分に反映されていない。

地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある。

これらの課題を改善するために、更に4項目を掲げております。

第1に、教育委員長と教育長の一本化。これは教育委員会の代表者である教育委員長と事務方の責任者である教育長を一本化することにより、第一義的な責任者が教育長であることが明確になる。また、緊急時も常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断できる。首長は今までどおり、教育委員の任命は行いますが、更に教育長を直接任命する、このことによって任命責任が明確となる。

第2に教育長へのチェック機能の強化として会議の透明性ということで掲げられております。これは、教育委員会の審議の活性化として新たな教育長の判断による教育委員の迅速な情報提供や会議の招集を実現する。

また、教育委員によるチェック機能の強化として、委員定数の3分の1以上からの会議の招集があった場合には招集権を認める。

教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務管理、執行状況を報告する義務を制定すること。

会議の透明性のために原則として会議録を作りなさい。更に公表しなさいというふうになっております。

第3に、全ての地方公共団体に、総合教育会議を設置し、教育に関する予算の編成、執行や条例提案など、重要な権限を有している地方公共団体の長と、教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。この総合教育会議は、対等な執行機関同士の協議、調整の場であり地方自治法上の附属機関ではない。

ではどういうものなのかというと、首長が招集し会議は原則公開、構成員は首長と教育委員会。協議内容としては、教育行政の大綱の制定、教育の条件整備など重点項目に関するべきもの。児童生徒の生命、身体の保護等緊急時の場合の施策。これらを協議する場として定義をされております。

このことで、首長が教育行政に果たす責任や役割は明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能となるというふうになっています。

また、首長と教育委員会が協議、調整することで、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたるということが可能となる。

第4に、教育に関する大綱を首長が提案するというふうになっております。大綱とは、教

育の目標や施策の根本的な方針である、策定する時には教育基本法第17条の規定によって基本的な方針を参考として地域の実状に応じて制定するものとする。

総合教育会議において、協議、調整を尽くし首長が制定する。首長及び教育委員会は制定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行する。このことによって地方公共団体としての教育政策に対する方向性が明確化されるというふうになっています。

さらに、政治的中立性の確保としては、教育委員会は引き続き執行機関である。また総合教育会議で首長と協議、調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されるというふうになっております。

これが今回の改革の大きな目的であるというふうに理解をしておりますが、更に、取り寄せた資料等によりますと、教育委員会への民意の反映という言葉が非常に多く出てきております。その代表として地方公共団体の長、ここでいうところの町長がその会議に参加するというふうになっております。

このことについては、私は当然だと思いますけれども、更に今回の改革の中で出てきている言葉で多く目にするのがレイマンコントロールの考え方。いわゆる専門家だけでなく、一般の方がその会議に参加して意見を述べるというふうになっているというふうに理解をしております。

現在でも、委員の中には保護者の代表として1名そういう立場の方がおられますけれども、更に私は2名を追加する必要があるのではないかと思います。母親の代表として2名の委員を追加すると。実際に小学校、中学校に通っていらっしゃるお子様を持つ母親の意見というのは、僕は非常に重要なものがあるというふうに考えております。

そこで、今回の改正から外れておる教育委員会の構成ということに目を転じてみますと、現行法の第3条に教育委員会の構成というのがあります。これは、まず教育委員会は5名を持ってなすというふうになっています。

但し、ということですが但し書が続いた後、最後の方に町村はというふうな括りがあります。町村は3名以上をもってなすというふうになっています。さらに、この条文から判断できるところは、上限は5名と決まっていないというふうに読み取れますので、教育委員会の構成としては5名以上になっても構わないということと読み解けますので、2名の母親代表をこの委員会の中に入れることによって、更に民意の反映がより深くできるのではないかとこのことを提案したいと思いますが、教育長どのように思いますか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

先程議員がご指摘いただいたことは、まさにそのとおりでございまして、いま教育委員会は首の皮一枚で残っている状況でございます。

戦後40数年間、教育制度が保たれてきたのは、いわゆる政治的な中立、安定性、継続性ですね。このことから首長と1つ離れたところで執行していくという大事な役割を果たして

きたわけでございます。

今おっしゃった点は、間もなく、年明けまして4月1日から新しい制度として発足してまいります。私どももそれに備えまして、万全の体制で会議を重ねながら対応を考えているところでございます。

いま、おっしゃった教育委員会の構成につきましてですが、実はこれは4月1日を待たなくてもいつでもできるのです。おっしゃったように基本法の法案の中には、5人以下とかいう文言はありません。何人になってもよろしいと読み取れます。

しかし、大体5名、市町村については3名以上ということですが、大体3、4、5のところでございます。おっしゃったレイマンコントロールの趣旨から、母親をということでございますが、新しい平成20年度から改正されたレイマンコントロールの趣旨は、いわゆる地域住民の声を反映させるということで、いわゆる女性代表を必ず入れなさい、保護者の代表を入れなさいというようなことを言うておりまして、いまおっしゃった、いわゆる母親という言葉がないのですね。今のところ女性代表、それから保護者代表ということがありますが、いまおっしゃった点から、これは検討すべきことではなかろうかというふうに思っておるところでございます。

ただ、私の任期が後3年ちょっとあるのです。任期の間は現在の構成で行きたいと。そして任期の間に、いまおっしゃった6にするのか、または5の中でいまおっしゃった、女性、保護者代表を足して2で割ったような方ですね、この方を入れるという方向の検討をまたしていきたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

教育長がおっしゃるとおり、この4月1日から施行される改正法は現在の教育長の任期が満了した後に有効になる、適用されるということなので、鞍手町の場合はまだその部分については先になるというふうになっているわけですが、いま教育長がおっしゃるように教育委員会の改革ということが大きな柱にあるということでございますので、僕は積極的に早急に検討していただきたいというふうに思います。

更に、教育委員会で人数が5名から6名、若しくは5名を切るようなときには、条例の制定等々も必要になってくるというふうになりますし、5名を超した場合、これは当然経費等が発生しますので、この件について経費等のことにつきましては町長に参考のご意見をいただきたいと思っております。町長よろしいでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

私も年に何回かはPTAの皆さん方と、それと教育長、それから教育委員長を交えて昨年

も1回意見交換会みたいなのをやらせていただいております。

本町といたしましては、総合教育会議に来年度からなるわけですが、現実的には教育長、教育委員会等が意思疎通をとりながら、いろいろな部分において、いま議員がおっしゃいましたような予算措置、いろいろな部分において協議をしながら前向きにやっていくということを、この2年間も現在やっております。

いま議員がおっしゃいました人数を増やす云々につきましても、来春の予算組みの中においても検討課題の1つとして取り組んでいきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

是非、実際にいま学校に通わせている母親の意見というのは、私もPTA会長等をさせていただいている間で貴重なご意見をたくさんいただいております。非常に重要なものがあるというふうに考えますし、この改正の中で地域の状況に応じて、いわゆる地域の独自性を出せるような教育の方針等々を作るというのが、今回の改正の大きな目的であるというふうに理解しておりますので、是非積極的にご検討いただきたいと思います。

次に進みます。

この教育行政に対しては、今回の改正で町長の役割というものが非常に多く係わって来るというふうに読み取れます。本町の場合は、先程も言いましたように教育委員会の構成自身というのは、水摩教育長の任期の間は教育委員会の構成は変わりませんけれども、総合教育会議、また大綱等については4月1日から摘要になるというふうに私はこの法律を読み解いておりますけれども、町長、これからそういう大綱を作るということで、その大綱や教育会議等で自由な発想、発言等に差し障りが出るかも知れませんが、差し障りのない程度でかまいませんので、いま町長が答えられる教育方針についてお聞かせいただければ有り難いと思っておりますがいかがですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まずは総合教育会議が設置されることについて、まず私の方から明確に申しておきたいと思っております。

1つは、首長が教育行政に果たす責任や役割が、先程議員がおっしゃいましたように、明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能になるということ、先程議員おっしゃったことがございます。

もう一つも、首長と教育委員会が協議調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行することが可能になるということでございます。

今後の私の教育政策について総合的にというお話でございますが、私の考えは、私の政策

の当初の政策の大綱の中の1つとして、老人福祉と教育、これは絶対に大事ですよということを申しております。

来年度4月から北中、南中学校の統合により、皆様方もご承知のように新鞍手中学校が開校になります。建物のハード面におきましては、私としてみれば類を見ない、この辺にないような立派な施設が出来ているかと思っております。その施設に負けないようなソフトですね、内容にして、今度は逆に内容の部分において、これもまたハードに負けないような内容にして行かなければならないとかねがね教育長、教育委員長さん、委員会の皆さん方とお話をさせていただいています。

いま申しましたようなことを今後もコンセンサスを取りながら、協議を進めながら教育行政の方にも携わって行きたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

教育行政の方向性等につきましては、やはり独自性を持って検討していただきたいということで、私は常日頃から考えておりますので、ここで私の意見等々を述べるのは差し控えますけれど。一言だけ、子ども達の将来のために外国語でのコミュニケーションが取れる子どもを是非とも育て上げていきたいと、私は常日頃思っておりますので、その辺を少しご考慮いただきたいなというふうに思っております。

それから、いま町長の答えの中で新中学校の件が出ましたので、この件についてお伺いをいたします。

新中学校の工事現場等につきましては、先日総務文教委員会で現地調査、進捗状況等の確認、これらを目的とした現地視察を行いました。

校舎や体育館等のハード面につきましては、計画どおりに進んでいるというふうに見受けられますし、校舎内の部屋割り、これはほぼ完了している状態だというふうに見受けられます。

中でも驚きましたのは、二階にある図書館のスペースが非常に広々と取られているというふうに思いました。話を聞いてみますと、現在南北中学校にあるそれぞれの蔵書というのですか、それが合わせて1万冊を超えるというふうに聞いております。これらを図書館に入っただけでどういう形で整理されるか分かりませんが、その1万冊を超える本がああスペースの中に入り、子ども達がそこで必要に応じて資料等のために勉強するのだろうなということに思いをはせたところでございます。1万冊の本といたらかなりの管理能力がいるのではないかなとは思いますが、いま北中も南中もたしか図書司書という方はおられないのではないかなというふうに私も記憶しております。

そこでお伺いしたいのは、ハード面については、目で見てそういうふうな形と分かるのですが、新中学校の教職員の配置並びに、これから教育関係におけるカリキュラムの制定等々がどのような状態になっているのか、遅滞なく進んでいるのかどうか、この辺について教育

長教えてください。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

お答えいたします。

まず教職員の配置ですが、県費負担教員ですね。俗に言う県職、県の職員です。教員、事務職員も入っていますが、これは基準定数というのが決まっています、新年度の学級編成は4、4、4で12クラスです。特別支援の学級が3クラス、合計17クラスで算定しますと23名、これは基準のいっぱいだけの数字です。

更に統合による加配が3年間1名いただけます。その外に補導の先生とか、児童生徒支援加配、いわゆるTT、授業改善工夫のための教員の配置、そういうものを、後どれだけ上積みできるかですが、そういうところを含めまして、いま着々と準備を進めております。

それから、いまおっしゃったその外の陰から支える方達です。清掃作業に従事される方がどれだけ確保できるのかというようなご質問だと思いますが、これは、今から町長さんと詰めていかなければいけないと思っておりますが、できるだけ多くの方をいただきたい。というのは、あれだけ広大な敷地ですから教頭はできません。今までは教頭が草刈り機でやっていたがそういうレベルではありません。そういうところの配置をこれから町長さんをお願いするところでございます。

それから、図書司書ですが恥ずかしながら0です。国が示した数字は週30時間の方を2校に1人、うちはいま8校ありますから4人週30時間の方を貰わないといけないのです。それだけの予算配置は国はしているのです。ところが本町に入りますと、やはり生活に使われますね。非常に厳しい状況ですから、どう使うかというのは首長の腹1つということで、予算措置は国はしているでしょうと言いますが、内実はそういう実体でございまして。非常に厳しい中で町長部局としては精一杯の努力をさせていただいているところでございます。

来年については、新中学校と中央公民館の図書館を兼ねてされる方を1名ということでお願いをしているところでございます。順次小学校の方にも週30時間の配当をというふうに考えているところでございます。

カリキュラムについてですが、カリキュラムは出来ています。両校長は非常に作業が早い。というのは教科書改訂ではありませんから、25年度、26年度、27年度も同じですから、教科書についてのカリキュラムについてはほぼできています。

後は行事ですね。特別の行事、入学式、卒業式、それから運動会を何時入れるかとか、そういう細かいことについてはいま作業中でございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

そういうふうな形で職員の配置並びにカリキュラムの制定等々は進んでいるというふうに

理解をさせていただきます。

新中学校、これは開校まで本当に時間がない、そして事故なく、なんらの遅滞もなく迎えられることを期待しておりますし、ご担当の方々の苦労や心痛というものについては非常な心痛があると感じておりますけれども、後数ヶ月です。ご担当の方には更なる努力に期待をしております。このことを申し添えて教育行政についての質問を終わります。

次に、子育て支援についてお伺いをいたします。

本町では児童手当は法で指定されている期間すなわち中学校卒業まで、乳幼児医療等につきましては小学校入学前まで、いわゆる就学前までは無料で受けられるというふうになっておりますし、乳幼児医療等については数年前、その対象年齢が延長されたというふうに理解をしておりますけれども、近隣市町村と比較したとき、十分な期間ということには残念ながら言い難い状況であると私はそのように感じております。

町長は日頃子どもは地域の宝であり、子育て支援の充実は地域活性に欠かせない重要政策であると、こういう方向性を持った政治を行っているというふうに私は理解をいたしております。本町の現状と周辺自治体の状況を比べたとき大きな違いがある、このことも町長は十分理解されているというふうに思います。

小学校や中学校に通う子どもを持つ親達は多くが核家族であり、共働きであり、そして十分なる収入を得ているというご家庭は、私は少ないのではないかなというふうに思います。

そこで、若い子育て世代の親達の不安というのはどういうものがあるかという、すなわち子どもが病気をしたときに当然医療費が掛かります。いま言うように共働きであれば、どちらかが仕事を休まなくてはならない。休むことによって収入が減る、更に出費が増えるというような不安を払拭する必要があるのではないかなというふうにも思います。

一番教育資金が掛かって来るのは高校生になってからで、中学校を卒業するとばたっと何もなくなっていくというのが現実であります。

町長は新中学校への通学的手段としてバス料金、これはいろいろご意見がありましたが、町長は無料にするという英断を下した。これは子育て支援の重要性を町長ご自身が、非常に日頃から重要に思っているからこういうことになったのではないかなと思います。

そこで乳幼児医療の延長というのですか、医療費の無料化というふうに言いたいのですが、一部負担等も考慮して、是非高校卒業するまで何とか延期できないのかなと、更にこの高校卒業するまでの一部負担というのは、唐突に言っているのではなくて、周辺地域で実際にやっている自治体もあるのです。そういったことを考えて、周辺自治体との差を埋めて、そういう情勢を作っていく。そして若い子育て世代というか、若い方々が鞍手町に住む、その選択肢の1つとして考えていただけるような、そういう政策を取っていただきたいと思いますが、町長いかがですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まずは、乳幼児医療の対象年齢につきましては、本町では県の基準を上回る小学校就学前までとしておりますが、しかしながら、最近では子育て支援の一環として対象年齢を更に拡大する市町村が、いま議員がおっしゃいましたように増加をしております。

それで、私も夏前ぐらいから検討に入りまして、対象年齢の引き上げに関しましては、私は子育て支援や福祉医療の充実への取り組みを選挙公約に掲げております。このようなことから対象年齢を、現在は小学校の就学前までですが、これを、取り敢えずは小学校3年生までに無料化を引き上げたいと、そのように考えて平成27年度の予算編成に一応取り組むよう指示をいたしております。

尚、入院に関しましては更なる拡大ができないか検討を行っているところではあるのですが、議員がおっしゃいますように高校3年までしたいのですが、まずは中学校が統合になりましてバスの無料化、そしてまた諸々のいろいろな予算編成の数字を見ないと、ここでは、ちょっとお約束できないような状況下ではありますが、ただ私としてみれば高校3年は無理にしても、入院費の無料化をできれば中学生のところぐらいまで、まだちょっとここでお約束はできないのですが、まずはできれば中学3年ぐらいまでを入院費は無料にしたいなど、そのように考えております。

議員がおっしゃいました高校卒業するまでに拡大をしますと、試算をしますと医療費が約7千万円の増加に、これは町の単費負担になるのです。これはちょっと、いま申しましたように中学校のバスの無料化や私立幼稚園の就園奨励費の補助など、いろいろと施策に取り組んでおりますので、それにもお金が掛かってまいります。

ですから、いま申しましたように財政状況をちょっと見させていただいて、更なる検討をしていきたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

町長、ここできちっと約束をしろと言っているわけではございません。当然予算等々関わってくることもあるし、町長の方針というか、考えというか、そういうものがどこにあるのか、それをまずお聞きするのが一般質問であると私は理解しておりますので。町長のお考えの中には、私が言っている一部負担ではなく無料化で子ども達に支援をして行くのだという素晴らしい考えがあるというのが今初めてわかりました。

従って、そういうふうな形でやっていくにしても、周辺自治体の条件、状況、これはやはり若い方はみんな知っているのです。あの地域はこうだ、この地域はこうだ、鞍手はこうなんだということで、じゃどこに住もうかといった時に、その時に鞍手が落ちてしまう、こういうことが今実際に起っているのですよ。ですから、そういうふうにならないように、まず若い方が住む所を探す時に、鞍手はこんないいことがあるんだという選択肢として、鞍手が選択肢の中に入るような、そういった環境を、まずそういった制度の整備をきちっとしていく必要が私はあると思います。そして若い方に住んでいただいてやっていくと。

今日議会が始まる前に机の上にはありましたが、消滅自治体なんてとんでもないんだという
ような、そういう勢いを持った方針、方策をやっていく、そういう必要があると思いますが、
町長もう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

議員がおっしゃいますように、まずは私がなぜ慎重になるのかというのは、やはり財政状
況を見ないと、あれもやるわ、これもやるわといって最後には振っても出て来なかったとい
うことになりましてこれは大変なことになりますので、やはり執行権者の責任者といたしま
して慎重にならざるを得ないというのがまず1点でございます。

それともう1点は、この1年間で誘致企業と4社目も仮契約をさせていただきました。こ
れの建設も進んでおるみたいでございます。3年後からは固定資産税等が入ってまいります。
今は、私は当初町長に就任させていただきました時に述べたかと思いますが、この町を儲け
させると、しっかり儲けさせてそしてそのお金を老人福祉、そして教育、それと定住者促進
に対する、いま田中議員がおっしゃいましたようなことにお金を注ぎ込んでいくというふう
なことに施策を切っておりますので、まだ2年もなっておりません、あと1ヵ月でまる2年
になるわけでございますが、そういう意味におきまして収入と支出のバランスをしっかりと
見ながらやっていかなければ経営というのは上手く行きませんので、それをしっかりと見さ
せていただきながら運営をしていきたいなど、そのように思っている次第でございます。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

町長の基本的な考え方、それから町長としてのお立場でのここでの発言ということ十分に
考慮した中でも、いま答えていただいた内容等については是非前向きにご検討いただきたい
というふうにも思いますし、できれば積極的に取り入れていただきたいなどということを申
し添えておきます。

最後の質問に入りますが、小中学校の給食費についてです。

給食費は昨年300円ほどが値上げになったと、そして小学校、中学校はそれぞれ小学校
は4,500円、中学校は5,000円というふうになっていると聞いております。

国の施策は経済強化を中心としたアベノミクスによってデフレ脱却を目指して進んでおり
ます。消費税の増税と急激な円高で日常用品の値上げ等で家計がかなり圧迫しているとい
うのは皆さん肌で感じていることだと思います。

その中で給食費の軽減も子育て支援の大きな1つの柱になるのではないかなというふう
に思いますし、聞いたところによると、この上げた額によってもこれからの物価上昇等々が新

聞紙上でも謳われております。そういう資材購入等で非常に厳しい状況になりつつあるということも担当の方から聞いておりますけれども、そのことを考慮して、今の提供している給食の内容を維持しつつ給食費を軽減するということについては、行政の方である程度一部負担等々をしてあげる必要があるのではないかなど、周辺自治体でもこれをやっているところは既にありますし、先日テレビ報道等で福岡市も大きくそれに踏み込むというような報道がなされておりました。

本町でも是非給食費の一部負担を行っていただきたいというふうに思います。負担の仕方についてはいくら定額なのか定率なのか、いろいろな方法があると思いますので、内容等については検討する必要があると思いますけれども、まず一部負担を行うことについての町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

まず、学校給食法の第11条で設置者と保護者の経費の負担について定めがございます。第1項には設置者の負担になっており、第2項では受益者の負担がそれぞれ定められております。保護者の方からお預かりをした給食費で食材を購入し、児童生徒へ給食を提供しております形になっております。また保護者には応分の受益者負担をお願いをしたいと思います。

今のところ、我々の給食運営費総額、要は行政がお金を出している部分が5,294万5,361円です。それと小中学生の児童生徒さんから給食費をいただいておりますが、いただいた総額が6,693万2,523円です。これを足しますと、要は全部の運営費になるのですが1億1,987万7,884円になっております。

ですから、行政が全く給食費を負担していないというわけではございません。これを最初に申しました運営費総額を全体の総額で割りますと、大体44%が行政の負担率になっております。逆の56%が児童生徒さんからいただいたお金になっているというところでございます。

これを仮にフィフティフィフティ、50%50%に計算しましたら、負担率を2分の1、2分の1にしましたら、行政負担が後699万3,581円、約700万円近く行政が負担をすれば、これがフィフティフィフティ、50%50%の負担割合になるのですね。この辺もできれば直ぐしたいのですが、先程申しましたように来年度予算の取り組みを見させていただいて、この辺のところは考えていきたいなど、そのように思っております。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

今の町長の答えの中にいろいろありましたけれども、最終的には直ぐにはしたいけれども

予算の云々ということで、直ぐにしたいという気持ちがあるというふうに理解をさせていただきます。

子育て支援というのは、これを拡充することによって地域の活性化に繋がるということは、何度も言いますが町長は理解されておりますよね。いままうなずいておられるので十分に理解されていると思います。

先程も言いましたけれども、通学バス代云々でかなり大きなご判断をされた町長でございますので、子育て支援、丁度子育て世代の親達の不安、これを少しでも取り除いて鞍手町に若い方が住んでいただけるようなまちづくり、これを是非目指していただきたい、そして町長のことでありますのできっと期待以上の結論を導き出して、子育て支援に力を入れていくということを期待しております。

そのことを申し添えて一般質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で田中二三輝君の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時08分

再開 14時09分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

12番議員 岡崎邦博君の質問を許可します。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

通告に従いまして質問をいたしますが、ちょっと風邪を引きましてお聞き苦しい点があると思いますが、お詫び申し上げます。

それでは質問をいたします。

今回は2点について質問をさせていただきます。

まず1点目、新中学校統合後の部活動についてです。

この12月議会に議案第88号として学校の設置条例が提案されていますが、来年の4月には新しい中学校が開校する予定です。野球専用球場やバスケットボールコートが2面張れ、観覧席のある体育館、柔剣道場、4面あるテニスコート、サッカーと陸上の練習が交わることなく練習出来るような広い運動場、吹奏楽は第2音楽室として吹奏楽部専用の音楽室を備えた公立の中学校としては、先程町長も言われていましたように、公立の中学校とは思えないような立派な体育施設や音楽室が整った中学校が出来ることとなります。

そこで、まず現在ある現状として南北両中学校における部活動の取り組み状況についてお尋ねをします。

また、予算書の内、教育費については毎年丁寧に見ていますが、部活動に対する予算は見

受けられないように思いますが、どのようになっているかについてもお尋ねをします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

まず、部活の現在の取り組みの状況でございますが、南中学校は運動部が6部、文化部が1部でございます。合計7部の部活動が活動しております。但し、現在女子バレー部、男女バスケットボール部は鞍手北中と合同練習をしております。北中学校では運動部が15部、文化部が1部でございます。

部活動の加入率ですが、南中は69%、北中が86%でございます。

外部指導者は南中が1人、北中が11人となっております。

いずれもボランティアでございます。

それから部活動の予算措置についてですが、中学校の体育連盟が主催する県大会以上、直鞍大会と筑豊大会は各自が支払うということです。

県大会以上については補助金を予算措置しているということでございます。対象者は生徒と引率教員、対象の経費は交通費、大会参加費、宿泊費でございます。

なお、この直鞍大会、筑豊大会は校納金の中に入っております部活、文化部、体育部の奨励費といいましょうか、名前は忘れましたが、その中からやり繰りしております。ちなみに袋の中の10ヵ月分で1人当たり、北中で4500円でございます。それ掛ける生徒数ですから、おおよそ察しがつくと思いますが、その中でグローブを買ったり、ボールを買ったり、大会出場費、旅費を賄っているのです。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今のご答弁の中でクラブ活動費については、校納金の中の一部として部活動奨励金というような名称で1人当たり4500円を預かった中で賄っているということでした。

私が最近聞くところによりますと、部活動は成績も良いというようなことを聞いております。野球部にしても男女バレー部にしてもそうですし、そういうような戦績については最近いかがですか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

夏の大会の時に野球部は県大会に行きました。門司球場でございましたが、1回戦で負けました。子どもたちは泣いて帰ってきました。子どもたちは一生懸命やっておりました。県大会まで行きました。それから今度の新人戦も県大会、2対1で負けました。非常に良い成績を収めております。

それから後テニス、バレー等県大会まで出場しているとは聞いております。今年は例年に

なく成績が良かったと聞いておりますし、また来年から新しい校舎に移る。新しい施設で頑張るといことで子どもたちは目の色を変えて頑張っているところです。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

生徒数は減っても凄く部活動が盛んで、戦績自体も上がっているというようにお聞きをしています。それで本題の2番に移るわけですが、まず、教育長にお尋ねをしますが、生徒さんは勿論保護者の方も一生懸命サポートをされているというように聞いております。中学校が統合することで生徒数が増えて今まで人数が少なく取り組めなかった部活動も、これで名実共に先程ありましたように女子バレー、男女バスケットにしても1つの中学校名で選手として大会に出場出来るということになります。

ところで中学校では平成24年度より完全実施されています新学習指導要領に今回はじめて部活動の意義や留意点が規定されています。例えば中学校学習指導要領の解説、総則編というのがあるのですが、この中の第1章 第4の2(13)というところに部活動の意義と留意点が述べられています。中身としては生徒の自主的自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであると意義が述べられています。

また学校教育の一環として、教育過程との関連が図られるように留意すること。ということで留意点が述べられています。このような状況を踏まえて新中学校の部活動を今後どのように取り組もうというふうにお考えになっているのか。また、新中学校になるに当たって部活動に対する財政的な支援はお考えかをまず教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

ご指摘のように平成20年3月から学習指導要領に盛り込まれたと、今おっしゃったとおりでございます。これを受けまして学校も顧問は全部割っております。私は顧問になりませんとかということはいえないのです。全部顧問は割っています。但し、大会にどうしても出られない時には代わりの先生を出すことが出来るということです。全員顧問割りをしております。そして学校計画書の中にきちんと部活動の項を起こしまして、教育課程の一環であるということで進めているところでございます。

そして、今おっしゃった新しい中学校での部活動の運営に関する基本方針はどうかということですが、これは私が決めることではなくて両校長に尋ねたのです。そしたらもう用意しておりますよということで、ファックスで送ってくださいと言ったところです。簡単に読み上げますと、新中学校の予定している校訓は礼儀、協調、剛健です。この校訓を推進していくためには部活動の取り組みが大変重要な役割があります。部活動はスポーツや文化に親しませ、学習意欲の向上や、責任感、連帯感の涵養等に資するもので、学校教育の一

環として教育課程との関連に留意して運営します。

また、部活動を通して礼儀を重んじ、集団生活を楽しみ、同時に年齢集団の仲間の協調、自己心の抑制を学び、練習に耐えることで身体と精神を鍛えています。こうした態度を学校生活の中で学ぶことは後に社会に出て就職しても仲間との長期に亘る思いやりのある人間関係を作ることに関与すると確信しております。

新中学校では現在南中、北中の在籍する部活動は全て原則、継続を考えています。

更に部活の練習においては、毎週1回月曜日にノ一部活動を設置し、体罰によらない指導で外部指導者等と連携を図りながら、勝利だけを目的ではなく、生徒の人的成長を目標に全職員で取り組みます。という基本的な構えをつい先日いただいたところです。

それから、おっしゃった予算的な措置については、今年度の予算で来年度新中学校がスタートしますが、そのユニフォームを購入します。総額は370万6,776円掛かります。

町費はその内の半分の185万3,776円、県が残りの半分です。ということで措置をしております。

また、対外試合等については従前の方針を引き継いでいきたいと思っております。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今回一般質問をする際に、中間市と遠賀郡4町、直方市、宮若市に行って来て、26年度の予算書のうち、10款の教育費の中の3項 中学校費のコピーを頂いてきました。勿論コピー代はお支払いをしているわけですが。また、教育課の課長さんとか学校教育の係長さんから部活動に対する予算措置のお話を伺って来ました。

余談になりますけれども、どの市町も身分をはっきりと明かさなくても当たり前のようにコピーをしてくれましたし、説明もとても丁寧にしてくれました。情報公開がそれぞれの自治体で内外を問わず誰にでも公開されているなあというふうにも実感をもったところです。

振り返って我が鞍手町はどうかというようなことも考えることもありましたけれども。余談はさておいて、それぞれの市町が部活動に対してどう補助しているかということ、中遠地区のほとんどの市町は教材備品、消耗品等を配分方式と言って、中学校の年間予算を基本額と生徒数に応じて、各中学校に一度に配分するのです。その中学校の裁量によって振り分けて支出をしております。その中から部活動に掛かる費用についても支出をしているようでした。

ただ、芦屋町と遠賀町については吹奏楽部の楽器代は別に予算化しておりまして、芦屋町は5年計画で総額約1千万円を予算化しています。26年度は173万6千円が計上されていきました。岡垣町については新しい楽器の更新が全部終わってしまいましたので、楽器代としては毎年80万円を予算化しているということです。

また、県大会等に参加する旅費については、調査した直鞍、中遠地区の多くは先程答弁の中にもありましたが中体連に限ってはいるのですが、中遠地区の中にはカップ杯とかの県大

会以上の大会に補助をしている自治体もありました。

そこで町長にお尋ねしたいところですが、言わなくてもいいと思いますが、本当に素晴らしい体育文化施設を備えた、今度鞍手町で唯一の中学校になるわけですので、その施設を活かしてより素晴らしい成績を収めてくれるように、また、生徒や保護者の方たちのモチベーションが上がるように部活動に対して、例えば部活動振興費とかの費目で、中学校の裁量で各部活に配分出来るような自由度のある項目で、例えば100万円とか50万円とか、そういうものを予算化して、立派な施設に負けないような活躍をしてもらえるように、そして部活動を大いに盛り上げて、鞍手町自体が元気になるようにしていければいいなというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。私も岡崎議員と基本的な考えは一緒でございます。先程の田中議員の質問にもありましたが、その質問の中でも答えたと思いますが、要は教育長を筆頭に教育委員会、そしてまた父母の会、PTAの会、皆さん方とコンセンサスを取りながら、必要とあるお金であれば当然のことながら私は、行政の方から何に使ってほしいということは逆に言えないことだし、よく具体的なところは分かりませんので。ですから教育長にはいつもお話をさせていただいて、いろんな予算、何かをしようとするれば当然のことながらお金が必要になってまいりますので、そういう時には是非要求として上げてほしいよということは述べておりますので、無理な要求は無理ですけれども、上がってくれば当然のことながら政策推進課のお金を預かっている部署と検討しながら出来る限りのことはやっていきたいと、そのように思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

最初の答弁の中で外部コーチについても答弁がありました。南中が1名、北中が11名で全てボランティアでということでした。これについても先程言いました各市町にお尋ねしたところ、ボランティアの所もありましたが、僅かですがガソリン代ということで年間2万円とか5万円とか、そういうような額で外部コーチに支払いをしている方もありました。

ですから、それぞれその学校の部活の後輩が一生懸命頑張っているから、それを応援する意味で外部コーチを引き受けてくれている方達がほとんどだろうと思います。

そういう善意に、気持ちばかりでも町としても応えることが必要ではないかなと思います。この点についてはいかがでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

そうですね。私も教育長にお尋ねしたことがあるのですが、部活を見られている例えば野球部なら野球部の顧問の先生なんかというのは夜遅くまで熱心に指導されております。その方達は残業手当があるのかと聞きましたら、ほとんどないに等しいような雀の涙程度のような金額で。

私、実は県の人事院の方に町長になる前ですけれども電話をした事がございます。そうしましたら人事院の方が学校の先生は聖職だからというような答えをいただいて、私も憤慨してやかましく怒り上げたことがあるのですが。本当に学校の先生方の労働条件、いろんなことをすると先程言いましたが、コーチの方々のご苦労は何とか私も、今のままで良いのかなという思いがございます。ですから、これもまた財政状況を見ながら、それと教育長、教育委員会の皆さん方と検討しながら、また追って進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

せっかく素晴らしい中学校が出来るわけですし、先程町長も言われましたように素晴らしいハード面に負けないようなソフトも充実していくというような答弁もありました。

額としても先程言いました外部コーチにしても1人当たりになれば僅かな金額です。部活動についても北中で15、南中と統合すれば15～16の部活になると思いますが、例えば150万円部活動振興費に充てたととしても、平均で割れば1クラブが10万円くらいの額にしかありません。遠征費も中体連以外にもカップ杯とか、その他いろいろな試合に遠征していくことも多いようです。ですから、そういったのが全て保護者の自己負担ということになっていますので、そういうことを考えれば良い成績を上げてくれること自体、鞍手町を代表して生徒さんたちが各種目で健闘してくれているわけですから、それに報いるためにも町として是非とも考えていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

この質問も議案第98号に関する質問になりますが、議案質疑だけでは到底疑問点が明らかになりそうにもありませんし、また、町長のまちづくりの考え方にも関わってくる点もありますので、一般質問として質問をさせていただきます。

まず、質問の最初の最初という大変なのですが、この一般質問の通告書を作成する際に、議案を見ましたら提案理由のところでは中山用地ということになっていましたが、それについている地図を見ますと、中山西区用地というふうになっていまして、通告書を作る時にどっちで出したらいいのかということで、2通作ってきて、事務局に尋ねたら、中山用地ということでお願いますということで、中山用地で通告書を出したのですが、どうして中山用地とか中山西区用地とか呼び名が2つあったのか、まずそこからお尋ねします。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えします。

今の中山西区用地という名称で議案の方は地図が出ておりますが、正しくは中山用地というので、ここは理解していただきたいと思います。

理由としましては元々この用地については、過去企業ガイドで中山用地という名称で企業ガイドには掲載しておりました。その後中山西区用地ということで埋め立てた用地の方を売却するようになりまして、そこでの差別化を図るために今回の用地については、議案は中山用地という言い方をさせていただきました。この地図については中山西区用地、前の図面の名称でいっておりますので混同しております。すみませんでした。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

それでは、売却価格の設定ですが、売却価格はいつ、どのようにして、何を根拠にして設定をされたのか。また、実際の売却予定価格はいくらになったのかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

経緯とデータの的なものですので地域振興課長に答弁させます。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

中山用地は普通財産の処分ではなくて、鞍手町企業用地分譲要綱第5条に基づき売却をいたしました。

この要綱では分譲地の価格につきましては、不動産鑑定評価額を基とし、土地の取得及び分譲に関する費用、土地等の性質、経済性、その他を勘案いたしまして、町長が別に定めるというふうになっております。

今回中山用地の不動産鑑定評価額は1平方メートル当たり1万200円という結果が出ております。今回その評価額に対しまして35.3%を減額いたしました。1平方メートル当たり6,600円を売却単価といたしました。この減額いたしました大きな理由としましては4点ほど考えてあります。

まず、1点目は、当該用地というのが企業用地でございますので、近隣市町よりも優位に優良企業を誘致するためには、やはり競争力をもった分譲価格を設定する必要があるということです。

2点目は、中山用地は素地でございます。これは工業団地と言いますか、工場を建てるようにするためには取り付け道路とか、調整池、或いは開発行為申請、こういったものが今後

必要になってくると思います。これについては今後購入者が負担する必要があるということです。

3点目は、中山用地の西側、いわゆる鞍手北中学校側になるのですが、ここは勾配の強い崖となっております。福岡県建築基準法施行条例、いわゆる崖条例というのがあるのですが、これに基づくと約2千平方メートルは建物が建築出来ない土地となっております。

それと4点目は、これは隣接します中山西区用地と一体化しております。分譲価格につきましても区画の状況に鑑みバランスをとる必要があるということから、減額部分の経費を算出しまして鞍手町町有財産審議会にて審議をいたしまして、この処分単価、平米当たり6,600円というものを決定しております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

以前に、先程言いましたように鞍手町の企業立地ガイドというのは、これはまちづくり対策課が最初に作ったものなのです。今から7～8年前くらいになると思います。今言われたのが、今度徳島町長になって企業立地ガイド、これが25年3月に出来ています。これとこれを見比べてみると、今回の25年3月の分については、この中山用地が載っていないのですね。なぜ載っていないのかというのをまず、お尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

中山用地につきましては、国土交通省遠賀川河川事務所の土砂の仮置き場ということで、平成24年9月に28年3月までお貸しするという事で約束しておりまして、それ以後については企業ガイドから削除して売却の公表はいたしておりませんでした。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

そういうところを今年の11月1日にいきなりホームページ上で告示をされたわけですが、どうして唐突に11月1日に告示をしたのですか。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

その理由としては、大きく3点あるのですが、まず中山西区用地が今年の2月に完売いたしました。鞍手インターチェンジや来年3月に開通予定の遠賀川渡河橋等、交通アクセスが向上していることで、また経済情勢も非常に最近好転しております。西区用地は完売したの

ですが、その後も企業が土地はないかということで企業さんから問い合わせが続いておりました。これが1点目です。

2点目はこの土地については元々先程議員さんからのご質問にありましたように、企業ガイドに中山用地として掲載しておりました。この理由としましては用途地域がここは半分が準工場地域ということで建築基準法で工場の立地が可能でございます。この中でも約倍までは工場の立地が可能ということが2点目です。

更に、この中に中山用地の南側、西側、東側この3方は既に工場の立地がされておりました、新たな企業立地には支障がないと。

3点目、これが一番大きな理由ですが、中山用地は先程申しましたように国土交通省が建設発生土の仮置き場として今使用されております。この建設発生土を搬入するために新川を横断する橋を国土交通省の方において設置されました。

これに伴い大型の車両が進入することが出来るようになりました。今までは立地希望される企業さんが橋を付けてくださいということでお願いしていたのですが、これはかなり高額になるということでなかなか進まなかったということで、この3点の理由から、このタイミングで売却が可能になったということで、今回売り出しをしたということです。これについては国土交通省とお話をさせてもらって、本年度中に土砂については今回売り出す分については必ず撤去しますということでお約束していただいておりますので、そのことも含めて今回売却に至ったということになります。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

もう1つですが、この前の企業立地ガイドでは、現況が宅地となっております。それが11月1日のホームページ上では、先程もちよつと言われましたが雑種地というふうになっているわけです。同じ土地なのですが、どうしてこういうふうに変更になっているのかをお尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

今回売り出す土地の公簿の地目は雑種地でございます。議員さんもお承知と思いますが、元々は福岡県農業試験場の鉦害試験地の建物が建っていました。しかし現況の地目としては雑種地になっています。

それから北側の土地については、元々鞍手分校が建っていましたので、そこは宅地扱いとなっております。今回売却いたしました土地につきましては、企業が当然買われておりますので、ここについては工場が建てられる面積ですが、この橋から北側、約3分の2ぐらいになります。ここは今用途地域上が住宅の用途、第二種中高層の用途となっておりますので、

基本的には工場は建てられないということです。

宅地か雑種地かと言われるのですが、北側については宅地としても使えますよということでガイドには掲載していたと感じております。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

要するに、これでは言われるように北側の土地も含めて今度売却予定の土地も全てを宅地として掲載しているわけです。

ということはこの時点からどうも地目は違うのではないかという気がしますが、町の決算書の財産に関する調書をずっと調べてみても、どうも変更した形跡もありませんし、当初からここは宅地だったのではないかなという気がします。10年くらい遡って調べてみても、それぞれ個別に書いているわけではありませんので、詳細なものは分かりませんが、明らかに前回と今回で地目が変わっているというような形跡もありませんでしたから、本来建物が建っている、今言われているように農業試験場が建っていたり、分校が建っていたりというふうに建物が建っていたところであれば、当然ここは宅地としての評価をすべき所ではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

不動産鑑定評価額は宅地として評価をしております。

地目はあくまでも雑種地なのですが、実際に建物が建っておりますので、これは公簿の地目です。実際には建物が建っておりますが、ここは課税される物件ではございません。町有地ですので基本的には宅地、現況は宅地です。公簿上が雑種地ということになっています。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

公簿上が雑種地ということですが、今国土交通省に貸して土砂を置いているわけですが、当然撤去の際には更地にして返すというような話になっていたのではないかなというふうに思います。ですから公簿上と言っても、売却する、相手に引き渡す際には更地になっているわけです。ですから現況がどうというよりも明らかにここは国交省から更地としてもらうわけですから、雑種地ではなくて宅地として公簿もすべきだし、その評価で売買価格も決定すべきではなかったかなというふうに思いますが、どうですか。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

先程から何度も申しますが、公簿上が一応雑種地となっておりますが、現実に建物を建て

ることが前提になりますので、国土交通省が建設発生土を持ち出す時にはきれいに整備をして、要は建物が建てられる宅地の状態で当然引き渡すことになると思います。

その段階で当然建物を建てる前に地目変更を企業さんの方で行っていただくことになると思います。評価は先程も言っていますように、不動産鑑定価格は宅地並みの評価としてやっております。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

宅地という評価だそうですが、いろいろ6,600円という価格になった理由をいくつか述べていただきました。他の町内の準工業地域の、これは固定資産路線価を調べてみましたところ、7千円以下になるところは1つもないわけです。

固定資産路線価というのはいろいろ土地には工事価格であったり、相続税路線価があったり、取引価格があったりと、大まかに言えば4つくらいの土地には価格があるのですが、固定資産路線価というのはその中でも一番安い、保守的に低く抑えている価格でもあるわけです。

そういうところから言えば6,600円というのは、いろんな条件があったにしても適切だったのかどうかというような疑問は残ります。と同時に中山用地から100メートル離れているか、離れてないかな、直ぐ近くの住宅地で、ここは坪当たり6,800円で売りに出しています。今出ているのは半値以下になるのですが、そういうものとの比較をしても私自身はちょっと安すぎるのではないかなと。

もう1つ同じ大字中山字柳の3千数番地の所の固定資産評価額を見てみると、これは1㎡当たり1万3千円という評価もありました。そういう様々な評価を見た中で、私自身としては6,600円ではなくて、もうちょっと高く設定してもよかったのではないかなと。

今までの一般質問の中で町長も財政的なものがある、なかなか直ぐに即答は出来ないというようなことも言われていましたので、こっち側売る側としては少しでも高い評価の中で売買が出来れば良かったのではというふうには思っております。

その辺については町長はどうですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

まずは土地というのはやはり需要と供給、タイミングというのがありまして、今回の場合は北九食品さんの方からの依頼もございまして、このような形になったわけですが、仮にあそこを宅地造成とする場合には、行政の方が宅地の場合は例えば60坪ずつ区切った場合には、どこかに道を入れなくてはいけないと。そうなった場合には減歩率が35%から40%道路の減歩率をとられるわけです。それを考えますと宅地にしますとちょっと経費

も沢山掛かるし、逆にその経費分を坪に直すとガンと坪単価が上がってしまうのです。その単価でこの鞍手町であそこの土地が売れるのかということを考えますと、私はちょっと不可能に近いと、そのように考えました。

それともう1点は、企業だった場合には先程言いましたように需要と供給のバランスで、ここが欲しいのだという気でおられましたので、それならばなるべく早く決めて、減免の3年間で終われば、その後税収が上がってくるということを鑑みますと、仮に3年間塩漬けにするとその分が3年間ずれ込んでお金が入って来ないという状況になりますので、これは私の考えの判断でやらせていただきました。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

大体あそこはですね、住宅地にするというような考えが町の方にもあったというようなことを、はっきりどの議会だったのか覚えていないのですがあったように思えます。実際に今回の用地の北側については住宅地も考えているというようなこともあったようです。今町長が減歩率のこともお話されましたが、例えば40%減ったとしても、今回の用地については60坪とすれば20戸から25戸くらいの住宅が建てられることになると思います。

その中で町外からの人を定住してもらおうというような新たな施策を含めた中で、あそこに来てもらえるとすれば、例えば20戸としても家族が3人ないし4人であれば大体60人から7~80人くらいの新たな人口が増える可能性もあるわけです。

今回企業に売却すれば固定資産税が入るというようなことですが、これは仮定で申し訳ないのですが、60人から7~80人の方が全部町外から移り住んでいただいたということであれば、今度は地方交付税で考えてみると、住民1人当たり大体12~3万円くらいが地方交付税として来ますので、おおよそ7~800万円くらいの地方交付税が毎年来るようになります。そうすれば固定資産税とかよりも遥かに多い額が地方交付税として来る可能性もあったわけです。

特に今、町長は直方市よりも、中間市よりも、宮若市よりも鞍手町が一番良くなりますと、ずっと常々言われております。それは中山周辺が発展するという意味でも言われていると思いますし、将来は鞍手市になりますというようなことも言われていました。そういうふうになるとすれば当然人口が、人が住んでいなければなかなか、そこに新たな商業施設も来ませんし、消滅自治体として今後も人口が減少していけば、なかなか町長が思うようなまちづくりにもならないというふうに思うのです。

そういう意味で、先程ありましたように固定資産税も入りますというようなことも当然あるとは思いますが、むしろ私はいかに定住人口を増やしていくかというようなことが先ではないかなと思います。

特にこういうまとまった用地というのは鞍手町には余り残っていません。住宅地に適したようなまとまった土地はあまりないのです。ですから私としては誘致も勿論重要なことなの

ですが、企業誘致も重要なことなのですが、住宅地としての開発が適していたのではないかなと思います、いかがですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

見解の相違だと思いますが、実はあその中山用地については、担当課の課長とは相談を私もしたのです。もし自分らが家を建てようとしたらあそこに家を建てるかと。何人かの人にお尋ねいたしました。そしたらあそこは今からは不便ですから、どうせならもうちょっと、新中学校も向こうに移ったし、新中学校の辺りの方がいいと思いますといういろんな意見をお聞かせいただきました。ですから後は先程申しました減歩率とかいろいろ考えて、あそこに経費を掛けて、じゃそれだけ高い値段で売れるのかなというのは、私はおそらく厳しいだろうとそのように判断をさせていただきました。

それともう1点は、まちづくりについてのことだったのですが、あそこに新中学校が移りまして、要は私がL字ラインと言っている核を作るのだと。核を作って南北線、今梅谷先生の所の4つ角、ローソンさんと100円ショップのダイソーさんがありますが、あれをぶち抜いて猪倉の方に抜くと、これが南北線。そして橋が来年3月に開通しまして東西線が繋がると。そしてL字ラインが自ずと民間活力によって、あの辺が発展していこう。核になっていこうということで、まずは核を作って、そして核が出来たら当然のことながらドーナツ現象でその周り、古門、室木、八尋、木月の辺りまでを私は視野に入れて開発というか、発展の糸口を繋げていきたいと考えております。

実は福岡市を見られてもお分かりかと思いますが、まず、福岡市は商業施設として天神、そして出入り口として博多駅がございます。当然のことながら博多駅と天神が福岡市の核になっております。この核が出来上がった後、西鉄電車によって二日市とか大野城、春日原、昔はあの辺は田んぼばかりだったのです。それが今はほとんど家が密集して出来上がってまいりました。

ですから私の考えはやはり1つ核を作ることによって、それともう1つはいろんなところで今から鞍手町が発展しますよということを申しております。これはやはり皆さん方に夢と期待をもっていただく。そうすることによって若い人たちが、鞍手の首長がこういうことを言っているよと。じゃ鞍手に住もうかねという。景気は気からくると同じで、やはりこの鞍手町が将来こうなるのですよという大きなアドバルーンをぶち上げることによって、集客をしていくというような発想で私は今取り組んでいる状況でございます。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

町長が今核をまず作ってからと。言われることはよく分かるのですが、その前にあその

用地に家を建てるねと職員に聞いたら、ちょっとあそこは駄目だというようなことでしたが、町長が言われる核として発展させたいというような地域からも、あその用地は1キロあるか、ないのではないかと思うのです。ある意味鞍手の中でそういう町長が言われる核にも一番近い用地でもあります。そういうところに職員は住みたくないと言われると僕も寂しい思いもしましたけれども、あそこで住めないなら鞍手は後どこに行ったらいいのかなとちょっと思ってしまったけれども。

まあ駅周辺にしてもいいですし、町長が言われるL字ラインのところでもいいのですが、そこも用地の限界がありますし、なかなか今は農振地域に指定されて駅周辺の開発もままならないというようなことでもあります。

見解の相違というようなことで言われてしまえば、ここで議論する価値もなくなってしまいますし、それもちょっと残念だったのですが、私は私なりに徳島町長の考えも汲みしながら、それでも尚且つより良い方法をとって今回質問をさせていただいています。

見解の相違と言われればしょうがないのですが、私としてはなかなか納得出来ないところもあります。

水曜日には議案質疑のチャンスもありますので、少しそこでも質問させていただきたいというふうに思います。

今日はこれで質問を終了します。

○議長 川野 高實君

以上で岡崎邦博君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日9日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日9日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 15時11分

平成26年鞍手町議会第7回定例会会議録（第3号）						
平成26年 12月10日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成26年12月10日 午後1時00分				川野高實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成26年12月10日 午後1時49分				川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	9	久保田正之		10	武谷保正	

職 務 出 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部哲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	長友浩一	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
	議 事 日 程	別紙のとおり				
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成26年第7回鞍手町議会定例会議事日程

12月10日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第82号 鞍手町保育の必要性の認定に関する条例
- 日程第2 議案第83号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第84号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第85号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第86号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第87号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第88号 鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第89号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町一般会計補正予算第3号）
- 日程第9 議案第90号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第91号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第92号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第93号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第13 議案第94号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計
補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第95号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第96号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第16 議案第97号 平成26年度鞍手町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第98号 財産の処分
- 日程第18 議案第99号 訴えの提起

平成26年12月10日（第3日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第82号 鞍手町保育の必要性の認定に関する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

条例が制定されようとしていますけれども、認定に関して必要な事項は規則で定めるといふふうになっています。その規則についてはもう大体案が出来ているのでしょうか。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

現時点ではまだ規則までは作ってはおりません。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

近隣のある町では、この規則の中で、例えば認定の基準に見合わなくなった場合は保育所に通わせないとかというような文言が入っているそうです。そういうものが入らないように、きちんと保育を、働けなくなったから直ぐに追い出すとかというようなことにならないように是非していただきたいというふうに思いますが、もう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

いま、議員さんがおっしゃったのは、現に保育所に通われている子どもさんが、例えば条件にそぐわなくなった、そして退所しなくてはいけなくなったというようなことがないようにということをございますか。

はい、国の方の質疑の中でもQ&A等で示されている中にも、そういったことがないように取り計らうようにということがありますので、そういうことがないような形で、今、現に行かれていますお子様が行かれなくなるようなことがないような形では考えております。

以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 8 2 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 8 2 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 2 議案第 8 3 号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 8 3 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 8 3 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 3 議案第 8 4 号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○ 1 1 番 宇田川 亮君

資料の 4 7 頁の比較表に、改正前のところの 4 番、主幹及び保健主幹というのが、改正後にはなくなっているのですが、今現在この主幹というのはいないのですか。

○ 議長 川野 高實君

総務課長。

○ 総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

この表にあります主幹は、現在は 4 級職に該当しまして、今現在 3 7 名います。

以上です。

○ 議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○ 1 1 番 宇田川 亮君

3 7 名おられるということですが、改正後はどこの級になるのかというのか、係長級になるのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○ 議長 川野 高實君

総務課長。

○ 総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

頁数は打っていないのですが、第3条の下に附則がありますけど、その次の頁ですが、1条関係の通勤費の新旧対照表があると思いますが、その1頁前です。

その第7条に、職務の分類表がありますけれど、当分の間同表の、最終的に4級というのは係長が当たります。その下に読み替え規定で当分の間は係長、主幹及び保健主幹を置くようにしております。それは5級も同等でありまして、当分の間班長が課長補佐となって、5級に対応します。最終的には、課長補佐というのは5級の中からはなくなります。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

課長も課長補佐も今は5級という形になるのですか。会計管理者、課長、室長、事務局長、課長補佐及び事務局長補佐が全部5級というふうになっていますが。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

まず、課長になって最初の1年間は5級に位置づけします。そして1年経ちましたら課長は6級に上がるようになっております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

分かりました。

別の件で。人勸の内容に基づいて給与表の改定ということですが、いつも聞くことですが、このラスパイレスの指数が県下でも低い方だというのは前から言われているところなんですけど、今度、この改正によってどういうふうになるのかというのを教えて下さい。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

ご質問のラスパイレスに関する事なのですが、現在のところ把握しておりません。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第84号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第84号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第85号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第85号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第85号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第86号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第86号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第86号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第87号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

先日、工場等設置の審議会がありましたけども、その中では条例が改正されるということだけで中身の説明がありませんでした。それで、減価償却資産の種類が改められたということですが、どういうふうに改められたのか、それと条例がありますけれども対象の、今まで奨励を受けられた会社等で改正によって変わるのか、変わるのかという言い方はおかしいかも知れませんが、今まで通りなのかというのを教えていただきたいと思います。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

この中身としましては、企業が投資します2,700万という金額があるわけなんです、

この2, 700万をどのようにカウントするかというところが、今まで県の指導でこの所得税法施行令第6条の1号から7号までの全て、具体的に言いますと1号の建物及びその附属設備、2号の構築物、3号の機械及び装置、4号はうちは関係ないですが船舶、5号の航空機、6号の車両及び運搬具、7号の工具器機及び備品、これら全ての投資が2, 700万を超えればよろしいですよと。

それから減収補填、いわゆる交付税の補填を受ける対象になっておりました。ところが、それは県の指導の誤りということで、実際にその2, 700万円を判定するのは第1号の建物及びその附属設備、それから第3号の機械及び装置、この2種のみ合計額が2, 700万を超えておかないと減収補填の対象にならないということが分かりまして、それに合わせて条例を改正するものです。

尚、この県の指導というのは、減収補填を受ける県内全ての自治体について同じような指導が行われておりまして、県が今まで減収補填を対象としたものがどうだったかという調査を行った結果、今までの分については全然問題がなかったという報告を受けております。

以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第87号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第87号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第88号 鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

来年4月から新しい中学校が開校することになることでこの条例が出ているわけですが、この新しい中学校を設置するに当たって、土地も含めて総額いくら掛かったかをお尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

岡崎議員、それは議題外になるのではないかと思います。設置する条例を議題に沿って。いくら掛かったということが議題ではないと思いますが。

○12番 岡崎 邦博君

設置するに際して掛かった費用を尋ねているわけですが。

○議長 川野 高實君

しばらく休憩します。

休憩 13時15分

再開 13時16分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

只今、岡崎議員から質問がありましたけれども、結論的に言えば一般会計の中で質問していただきたい。ここは地番と学校名等の条例でございますので、金額のところは一般会計の中で質問していただいたらいいかなどこのように思っております。よろしく申し上げます。

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第88号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第88号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第89号 専決処分の承認(平成26年度鞍手町一般会計補正予算第3号)を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の8頁をお開き下さい。

2款 総務費について、8頁から9頁まで質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

7頁をお開き下さい。

15款 県支出金及び18款 繰入金について質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第89号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第89号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第90号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の15頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、15頁から18頁まで質疑ありませんか。
次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、18頁から23頁まで質疑ありませんか。
次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について、23頁から26頁まで質疑ありませんか。
次に進みます。

9款 消防費から12款 公債費について、27頁から30頁まで質疑ありませんか。
岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

28頁の中学校管理費ですが、工事費3,980万ほど付いていますが、その中身についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

増額の理由につきましては、当初予算編成時より物価が約10%上昇したことによります
資材の高騰、それから労務単価の上昇によることが1点。

それから、野球場の防球ネットにつきまして、当初の方針では再利用する計画としてお
りましたが、その後の調査でネットの劣化が予想以上に激しいということのために、今後の維
持管理等を考えまして、新しいネットとすることにしました。

もう1点は、野球場及びグラウンド整備工事におきまして、当初一般的な暗渠排水、一般
的にパイプを通した、通常学校等のグラウンドで使用されている工法を用いる計画でござい
ましたが、野球場やグラウンドの広さからして、開校後の維持管理費等を考えまして、土の
流れにくい工法ですね。降雨時も直ぐに早く短期間で使用ができる工法ですね。それから、
防除の機能を備えた新工法を採用する計画に改めたものが主な理由でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今度も補正があっていますが、当初計画よりもかなり資材も上がっているということで、
建設費もかなり高騰してきていますが、中学校建設にあたって総額いくら掛かりましたかお
尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

まず、平成24年度には学校用地取得費、それから建物取得費、それから実施設計費と合わせまして1億7,646万9千円を支出しております。

次に、平成25年度におきましては、鞍手中学校の改修等の整備費に関する予算の内から、工事の前払金と出来高払いを合わせまして1億258万8千円を支出しております。

それから、ご存じのとおり残りの工事費15億9,362万円と、設計管理費委託費の3,486万1千円を、工期が平成26年度中までに延長したことに伴いまして26年度に繰越をしております。

次に、平成26年度におきましては、屋外施設の工事費としまして、今回の追加補正予算を含んだところで5億4,006万7千円を計上させていただいております。

以上が出総額と見込んでおりまして、総額24億8,644万1千円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

同じく工事費のところなんですけど、先日の一般質問の中でクラブ活動も支援していくというふうなお話もあったと思いますが、以前私も照明の関係でお話をしていたと思うのですが、現在の南北中学校がありますけれども、冬場になり5時過ぎたら真っ暗で、屋外での部活動というのは殆ど出来ないのです。それで新中学校になったら、例えば野球場の内野の部分だとか、少しでも照明を点けていただきたいというお話をさせていただきました。

今でも、新人戦県大会に行ったりだとかしていますけれども、中央公民館のテニスコートを借りたり、グラウンドを借りたり、その度に子ども達は学校から自転車なり、歩いて中央公民館まで行って練習しているというような状況があるのです。

折角新しく中学校が出来てもその状況は変わらないんだったら、若干近くにはなりますが、是非、簡易的などと言いますか、完全に試合まで出来るような照明とかは言いませんけれども、最低限練習が出来るような照明を点けてあげるべきではないだろうかというふうに思いますが。この中には入っていないのですよね。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お話は分かるのですが、今回の、今私が答弁させていただきました予算の中には、夜間照明等については含まれておりません。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今後は是非考えていただきたいと思います。

27頁の委託料で学校施設警備委託料、これはおそらく体育館だとかというところを警備会社に頼んで、一般の方が体育館を夜間借りたりだとかというところの警備かなというふうに思うのですが、その中身を教えてください。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

これにつきましては、やがて校舎等につきましては体育館のトイレも、一時早く校舎の方が完成をいたします。その後の管理といたしまして、予定では1月から3月までの施設の警備を入れております。と言いますのは学校等が南中、北中の方から3月に学校が閉校いたしましたら備品等も搬入いたしますので、そういうふうなことも兼ねまして、そういうふうなための警備の費用として上げさせていただいております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

とすれば、新中学校の、今工事しているところの警備ということでもいいですね。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

11頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

11頁から14頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

13頁ですが、18款 繰入金で財政調整基金を1億1,600万円ほど繰り入れるようにしていますが、これによって財政調整基金の残高はいくらになるのですか。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

残高は9億1,536万9千円になる予定です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第90号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第90号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第91号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第91号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第91号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第92号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第92号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第92号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第93号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回、利子及び配当金が約1億になろうとされていますが、この中身について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

今回の補正につきましてお答えします。

平成25年6月20日に購入しました10億円の10年国債をオーバーパーで売り、30年国債、残存期間が18年8ヵ月をアンダーパーで買った売買利益と、平成25年6月25日に購入しました5億円の10年福岡県債をオーバーパーで売り、30年国債、残存期間1

8年7ヵ月をアンダーパーで買った売買利益の補正でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第93号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第93号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第94号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第94号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第94号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第95号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第95号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第95号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第96号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第96号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第96号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第97号 平成26年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第97号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第97号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第98号 財産の処分を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

これについては一般質問でも質問させていただきましたけれども、その答弁の中で売却することで税収が上がるということから売却するという答弁がありました。

今回、売却予定地を売却することで固定資産税は減免措置終了後から、おおよそいくらかを見込んでいるのか、また、その算定基準となる固定資産税評価額はいくらになるのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

お答えいたします。

3年以降の分につきましては、固定資産税の中でも土地、家屋、償却資産と法人町民税というようなところまで波及してきますが、現段階ではその中で土地についてのみ、まだ建物等は建っていませんのでまだ試算できません。土地につきまして試算をした状況ですが、あくまでこれは現状での試算、それから特定の企業に関する税情報でありますので、額はあくまで概算ということでご了承下さい。

いま言われました評価額につきましては、概ね宅地部分で1億円くらいと、それに合わせて税額は年額で90万から100万ぐらいの間というふうに見ております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

先日の一般質問の中でも土地の価格には4つの価格があるというふうに言いましたけれど、固定資産税評価額というのが一番低く大体設定されているのですね。その中でも、今回議案となっている土地については概算、おおよそということで1億円ぐらいの評価ということで

すし、不動産鑑定の評価でも1㎡あたり1万200円ということで、総額1億500数十万ぐらいになるのですね。そういったことを考えれば今回不動産鑑定評価額から35.3%も割り引いて、1㎡当たり6,600円ということであれば、総額約3,700万円値引きすることになるのです。

これは相当重大な決断、また将来の町の見通しも立った上での決断だろうというふうに思いますけれども、これは売却価格を設定したのは町長のお考えということによろしいのですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

はい、私が指示をいたしました。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

それでは別の質問になりますけれども、この中山用地は議案質疑の中でも答弁としてありましたが、28年の3月までは国交省に残土置き場として貸していたところですね。25年の3月に作成した企業立地ガイドには当然記載されてなくて、当初は、町は売却する予定はなかったわけだと思うのですが、それがいつ、何がきっかけで、または誰かの紹介があったのかどうか、そういったことで売買交渉を始めることになったのか。いつ始めることになったのかということと、その交渉を開始した時期はいつかということと、不動産鑑定をして1㎡あたり1万200円という単価が出ているわけですがけれども、その不動産鑑定をした時期も教えていただきたいと思います。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

先程議員が言われましたように28年3月までは国土交通省の方に貸与すると、私どもはその方向で行っていたのですが、1つは西区用地が売れた段階で、その後まだ用地はないのかという問合せがかなり来ていたと。これに答えなければいけないというところと、国土交通省が貸し出しをした後直ぐに橋を建設いただいたと。

この橋が一番大きなターニングポイントと言いますか、橋ができることによって、その土地に企業が直ぐに来られる環境が整ったと、それまでは橋を進出する企業さんの方で作って下さいということが前提でしたので、それがネックになっていたと、その分が解消されたと。

それと、国土交通省との協議で南側の分については先に持出が可能であると、こういった条件が先日の一般質問の時もお答えしましたが調ったということで、正式な時期ではないの

ですが、大体今年の夏ぐらいからそういった動きというのは考慮に入れておりました。

企業さん何社から問合せがあって、売却という方向に舵を切った後、9月の段階で不動産鑑定を入れました。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

町としては当初予定がなかったわけですが、そういう企業からの問合せがあったということが前提として交渉を開始したということですが、これも話を進めるに当たっては町長の判断で、じゃあそういう企業との交渉を進めなさいと、町長の判断で進めたということではいいですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

担当課の方から要望があったということを知りまして、私がじゃあ国交省との話はどのようなことを担当課に尋ねまして、国交省があそこの部分の泥を早急に除けましょうという話もさせていただきまして私が指示を出しました。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

町は、いま長期的な都市計画の見直し作業を行っています。これも予算措置をして基礎調査もいま実施しているわけですね。28年の3月までに見直しを終了する計画になっています。

先程述べたように、中山用地は28年の3月までは売却しないという予定であったわけですね。それにも関わらず都市計画の見直し作業の結果も経ないで、また28年3月まで売却しないという町の方針を変更して今回売却をすることになったのですが、その決断とかそれをされたのも町長ということによろしいですね。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、1点はそういう計画が28年までとありましたのは、1つは大きく選挙がありまして体制が変わったということが1点ございます。

もう1点は、やはり私の考えはチャンスというのはそんなにないのですね。やっぱりバイオリズムがありまして、事業というのはチャンスが来た時に、そのチャンスをいかに掴みきるか、掴みきらないか、これが事業に大きく作用すると私はそのように考えております。

体制も変わりまして、そういう審議員の皆さん方にはそういうふうに決定を28年までは売らないという決定がなされていたことは私も承知の上で、ただ、先程申しましたようにチ

チャンスは掴まなくてはいけないということで私が指示をいたしました。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第98号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第98号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第99号 訴えの提起を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

この訴えるに至った経緯をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えします。

まず、平成24年の12月頃でございましたが、ここに示しております物件目録の1から5の町有地について、不法占拠されているとの連絡が地元からございまして、それで建設課の職員が現地を確認しました。その時に不法占拠されている方が分かりましたので数回自宅に訪問をいたしております。その時に町有地にある看板等の不法占拠物の撤去をお願いしておりますが、自分の土地であると主張されましたので撤去に応じられなかったと。

その後、平成25年の12月27日に、事前にその方にご連絡をして役場の方に来ていただきました。その方に法務局に備え付けられております国調図とか、旧字図、登記簿謄本にて所有権の確認を行って、不法占拠物の撤去を要請しましたが、相手方が言われるには法務局が間違っており、この付近一帯は昔から自分の土地であると主張され、撤去には応じてもらえませんでした。

また、弁護士に相談しましたところ、占拠物は撤去してはいけないと言われていたもので、そのまま現在までおいておる状況でございます。

その後、今年の26年7月28日に、また役場の方に来ていただきまして、その後の状況を確認しましたけれど、土地家屋調査士の調査も向こう方がされましたのですが、相手方が主張される根拠が見つからないということで、土地家屋調査士が相手方の方に入られたのですが、その方も確認したら、そういう相手方が主張されるような根拠が見つからないということで退かれたということでございまして、町としても話し合いで問題が解決しないということで、法的な手続きを取りたいがいかということをお申しましたら、どうぞやって下さい

ということでございます。

それと、この物件目録の1から5以外にも地元の方であちこちに不法占拠の看板を立ててございますので、地元としても迷惑を被っているので、一刻も早く処置をお願いしたいということでございますので、今回議案として提出させていただいております。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第99号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第99号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りします。

明日11日から15日までの5日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日11日から15日までの5日間は、委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 13時49分

平成26年鞍手町議会第7回定例会会議録（第4号）						
平成26年 12月16日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成26年 12月16日 午後1時00分				川野高實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成26年 12月16日 午後1時26分				川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	9	久保田正之		10	武谷保正	

職 務 出 席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部哲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興課長	立石一夫	出欠
	福祉人権課長	守田純子	出欠	上下水道課長	原敏勝	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
	出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成26年第7回鞍手町議会定例会議事日程

12月16日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第82号 鞍手町保育の必要性の認定に関する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第85号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第86号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第91号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第93号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算
(第1号) (民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第94号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計
補正予算(第1号) (民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第95号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第89号 専決処分の承認(平成26年度鞍手町一般会計補正予算第3号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第83号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第84号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第87号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第88号 鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第90号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第92号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第96号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算
(第1号) (総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第97号 平成26年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)
(総務文教委員長報告)

日程第17 議案第98号 財産の処分

(総務文教委員長報告)

日程第18 議案第99号 訴えの提起

(総務文教委員長報告)

日程第19 閉会中の継続事件

平成26年12月16日（第4日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第82号から日程第7 議案第95号までの7件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第82号 鞍手町保育の必要性の認定に関する条例。

議案第85号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

議案第86号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例。

議案第91号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

議案第93号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）。

議案第94号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）。

議案第95号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第2号）。

本委員会は、12月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第82号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第85号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第86号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第91号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 9 3 号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 9 4 号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 9 5 号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 8 2 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 8 5 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 8 6 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 9 1 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 9 3 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 9 4 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 9 5 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 8 2 号 鞍手町保育の必要性の認定に関する条例を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第85号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第86号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決しま
す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第91号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第93号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算
(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第93号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第94号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特
別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第94号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第95号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第
2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第95号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 8 議案第 89 号から日程第 18 議案第 99 号までの 11 件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。
原総務文教委員長。

○6 番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 89 号 専決処分の承認（平成 26 年度鞍手町一般会計補正予算第 3 号）。

本委員会は、12 月 10 日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

次に、議案第 83 号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例。

議案第 84 号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例。

議案第 87 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例。

議案第 88 号 鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例。

議案第 90 号 平成 26 年度鞍手町一般会計補正予算（第 4 号）。

議案第 92 号 平成 26 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）。

議案第 96 号 平成 26 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算（第 1 号）。

議案第 97 号 平成 26 年度鞍手町水道事業会計補正予算（第 2 号）。

議案第 98 号 財産の処分。

議案第 99 号 訴えの提起。

本委員会は、12 月 10 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 89 号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 83 号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 84 号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 87 号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 88 号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 90 号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 92 号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 96 号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 97 号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 98 号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 99 号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 89 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 83 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 84 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 87 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 88 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第90号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第92号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第96号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第97号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第98号について、討論はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

議案第98号 中山用地内の土地を処分する議案について、次に述べる理由により、反対の立場から討論を行います。

現在、鞍手町は予算措置して長期的な都市計画の見直し作業に入っており、処分の対象となっている中山用地は面積も広く、鞍手町のほぼ中央に位置する重要なまとまった町有地です。今後、見直された都市計画によっては、町の活性化のために戦略的に活用されるべき土地です。

しかし、売買交渉を始めたことで行った直近の不動産鑑定評価額は、1㎡あたり1万2000円と出ているにもかかわらず評価額を無視し、町長の判断で35.3%割引し、不動産評価額から総額約3,700万円以上値引きしての売却は、実勢価格からかけ離れた価格での売却となり、町民の財産を毀損することにつながるのではないかと考えます。

また、進出予定企業の概況によれば、新規雇用は5人とあり、町の新たな雇用創出にもほとんどつながりません。

そもそも中山用地は、数年前にまちづくり対策課が作成した企業立地ガイドでは、企業誘致用の土地として掲載されていたものが、平成25年3月に徳島町長になって作成された企業立地ガイドでは、企業に売却する予定がなかったため削除され、掲載されていません。

にもかかわらず急遽、町長の独断で町の計画を変更し、売却することは町の方針を無視した行動と言わざるを得ません。

このような町長の暴走をチェックし、ブレーキをかけることがチェック機関としての議会の使命だと思いますので、議案第98号 財産の処分に反対いたします。

○議長 川野 高實君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第99号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第89号 専決処分の承認(平成26年度鞍手町一般会計補正予算第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第89号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第83号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号 鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第92号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第96号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号 平成26年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第97号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号 財産の処分を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第98号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号 訴えの提起を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第99号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第19 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり、継続審査することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成26年第7回定例会を閉会します。

閉会 13時26分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川 野 高 實

議員 久 保 田 正 之

議員 武 谷 保 正

平成26年12月16日

鞍手町議会

議長 川野高實

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査